

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	( )	
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	基 準 雇 用 者 数 の 計 算	適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数	1	各 連 結 法 人 の 合 計	基 準 雇 用 者 数 の 計 算	適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計 (各連結法人の(2)又は(4)の合計)	12	
		適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数	2			基準雇用者数の合計 (各連結法人の(5)の合計) －(各連結法人の(6)の合計) (マイナスの場合は0)	13	
		同上のうち適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	3			基準雇用者割合 $\frac{(13)}{(12)}$	14	
		差 引 (2)－(3)	4			調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	15	
	給 与 等 支 給 額 の 計 算	給 与 等 支 給 額 の 計 算	((1) ≥ (2)の場合)又は((1) ≥ (4)の場合) ((1)－(2)又は(1)－(4))	5	給 与 等 支 給 額 の 計 算	給 与 等 支 給 額 の 計 算	給与等支給額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	16
			((1) < (2)の場合)又は((1) < (4)の場合) ((2)－(1)又は(4)－(1))	6			比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の(10)の合計)	17
			適用年度における給与等の支給額	7			税額控除限度額 (20万円又は40万円) × (13) (16 < 17の場合は0)	18
	比 較 給 与 等 支 給 額	比 較 給 与 等 支 給 額	同上のうち適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	8	比 較 給 与 等 支 給 額	比 較 給 与 等 支 給 額	当期税額基準額 $(15) \times \frac{10 \text{ 又は } 20}{100}$	19
			給与等支給額 (7)－(8)	9			当期税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額)	20
			比較給与等支給額 (30)	10			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「20の②」)	21
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(22) \times \frac{(5)}{\text{各連結法人の(5)の合計}}$		11	法人税額の特別控除額 (20)－(21)		22		
比較給与等支給額の計算								
連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度		給 与 等 の 支 給 額	(24)のうち適用年度に係る 連結親法人事業年度終了 の日において高年齢雇用者 に該当する者に係る金額	差 引 (24)－(25)	適 用 年 度 の 月 数 (23)の連結事業年度 又は事業年度の月数	改 定 給 与 等 の 支 給 額 (24) × (27) 又は (26) × (27)		
23		24	25	26	27	28		
調 整 対 象 年 度	平 . .	円	円	円	—	円		
	平 . .				—			
計								
適用年度前1年以内連結事業年度等における給与等の支給額 (28の計) ÷ (調整対象年度数)				29	円			
比 較 給 与 等 支 給 額 $(29) + ((29) \times (14) \times \frac{30}{100})$				30				

## 別表六の二（十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の2第1項《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》又は平成25年改正前の措置法第68条の15の2第1項《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「同上のうち適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数3」、「差引4」、「同上のうち適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額8」、「(24)のうち適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額25」及び「差引26」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成25年4月1日以前に開始した連結事業年度にあつては、記載を要しません。この場合において、「給与等支給額9」には、「7」の金額を記載します。
- 3 「((1) ≥ (2)の場合)又は((1) ≥ (4)の場合)  $\frac{(1)-(2)}{(1)-(4)}$  <sup>5</sup>」は、連結親法人事業年度が平成25年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「((1) ≥ (2)の場合)又は」及び「((1) - (2))又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は((1) ≥ (4)の場合)」及び「又は((1) - (4))」を消します。
- 4 「((1) < (2)の場合)又は((1) < (4)の場合)  $\frac{(2)-(1)}{(4)-(1)}$  <sup>6</sup>」は、連結親法人事業年度が平成25年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「((1) < (2)の場合)又は」及び「((2) - (1))又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は
- ((1) < (4)の場合)」及び「又は((4) - (1))」を消します。
- 5 「適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計 <sup>12</sup> は、(各連結法人の(2)又は(4)の合計) <sup>7</sup>」は、連結親法人事業年度が平成25年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「(2)又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(4)」を消します。
- 6 措置法第68条の15の2第1項に規定する適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における同項第2号に規定する雇用者の数の合計が零である場合には、「基準雇用者割合14」は記載を要せず、「比較給与等支給額  $(29) + (29) \times (14) \times \frac{30}{100}$  <sup>30</sup>」には「 $(29) + ((29) \times \frac{30}{100})$ 」により計算した金額を記載します。
- 7 「税額控除限度額 <sup>18</sup> (20万円又は40万円) × (13) <sup>18</sup>」は、連結親法人事業年度が平成25年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「20万円又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は40万円」を消します。
- 8 「当期税額基準額  $(15) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$  <sup>19</sup>」は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（措置法第68条の9第6項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する中小連結親法人をいいます。）である場合には、「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。
- 9 「改定給与等の支給額 <sup>28</sup> ((24) × (27))又は((26) × (27)) <sup>28</sup>」は、連結親法人事業年度が平成25年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「((24) × (27))又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は((26) × (27))」を消します。